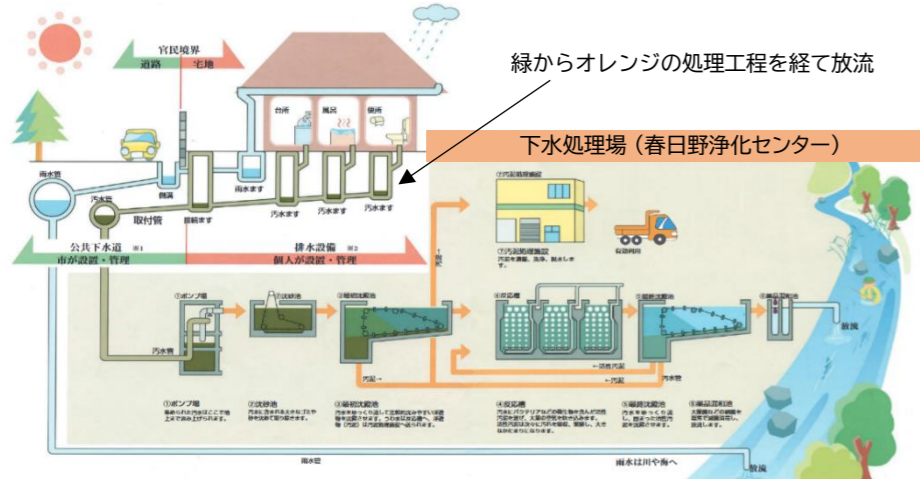


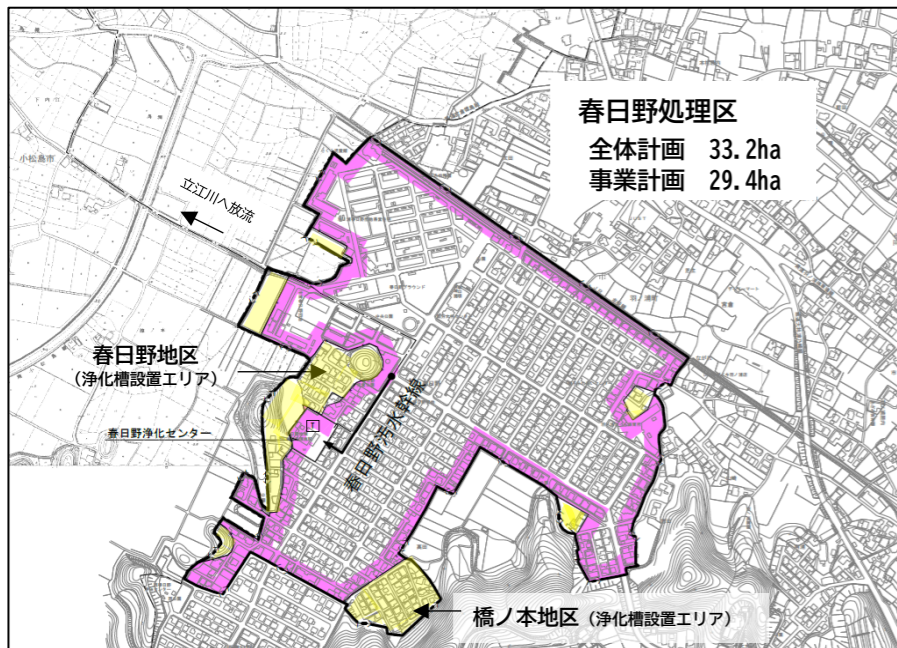
1 春日野地域下水道の概要

春日野地域下水道施設は、昭和45年の宅地開発と併せて整備され、昭和47年4月に運転を開始し、現在は、市がコミュニティ・プラントとして運転管理しています。コミュニティ・プラントは、台所や洗濯、風呂、トイレなどから流す生活排水を処理する施設で、春日野浄化センターできれいな水に処理してから、立江川に放流しています。



2 事業計画区域の概要

春日野地域下水道施設は、供用開始から50年余りが経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、能登半島地震での被災状況を踏まえ、耐震性能も確保した安全安心なライフラインとして安定的に維持管理していく必要があり、早期の着工を目指し、準備を進めています。



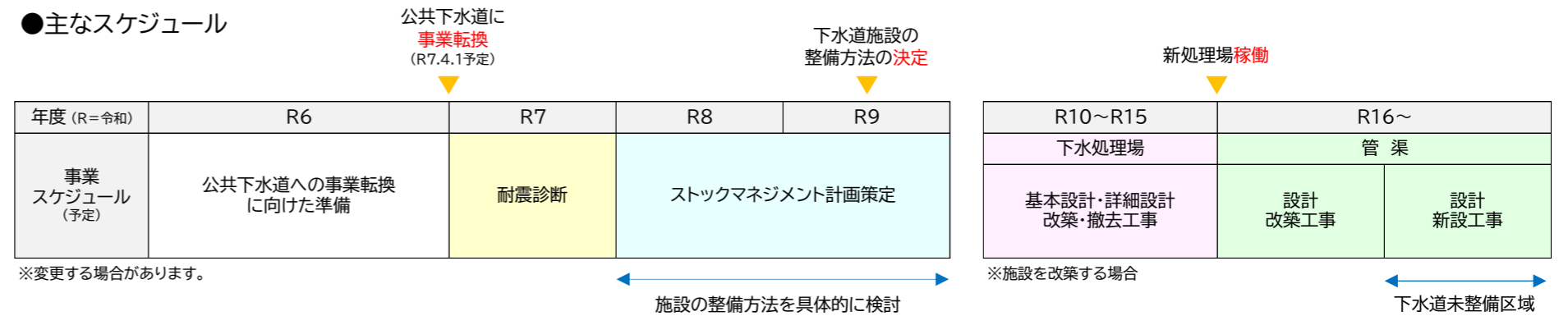
- 事業計画区域（令和6年4月末現在の使用戸数：1,053戸）
現在の処理区域で、春日野浄化センター（処理場）及び管渠の改築等を行う予定
- 全体計画に含まれる区域
浄化槽設置エリアで、ピンクの事業計画区域整備後に管渠工事を行う予定

3 事業計画(案)の概要

●事業方式について

施設の更新には、多額の経費がかかるため、国の交付金等を活用するなど、本市にとって最も有利な方式により事業計画を推進していく必要があります。そのため、現在の「コミュニティ・プラント」から「公共下水道」に事業転換し、施設の活用も含めた整備方法等を検討した上で、施設の更新に取り組んでいく予定としています。

●主なスケジュール



4 下水道使用料

●下水道使用料について

下水道使用料は、事業経営に係る費用を賄うため、下水道使用者の皆様から、水道の使用量に応じてお支払いいただく料金です。

現在、春日野地域下水道使用料は、概ね、施設の維持管理費相当の費用を下水道使用料として負担していただいておりますが、今後は、ストックマネジメント計画の状況により、既存処理施設の大規模な改修・改築の必要となった際には、その一部について、下水道使用料として負担していただく方針としています。

公共下水道に事業転換後は、下水処理場の維持管理業務を民間委託する予定で、公営企業会計に移行することに伴う関連経費も含め、維持管理費の増加を見込んでおります。

今後、阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会において、春日野処理区の使用料のあり方について審議・答申をいただき、市において下水道使用料（案）を定め、議会に条例案を提出する予定としています。

●【参考】春日野地域下水道の使用料と公共下水道使用料金（R6.4現在）

区分	基本料金	超過料金 (1mあたり)	
		11~20m	21~30m
○春日野地域下水道使用料	10m ³ まで 800円	110円	110円
		110円	110円
		110円	110円
○公共下水道使用料	10m ³ まで 1,400円	150円	155円
		155円	155円
		160円	160円

(税抜)

5 受益者負担金

●受益者負担金について

受益者負担金は、下水道整備が終了した後、供用開始したときに、その区域内の土地・建物等の権利を有している方に工事費用の一部を負担していただく制度です。現在、春日野下水道を使用されている方は、すでに受益者負担金をご負担いただいておりますので、これから実施する予定の下水道整備において、受益者負担金はいただかない方針としています。

なお、未整備地区（左図の黄色のエリアにお住まいの方）は、下水道が整備された際に、ご負担いただく予定です。

問い合わせ

阿南市
市民部 環境保全課 環境整備係

電話 0884-22-3413
電子メール kankyou@anan.i-tokushima.jp

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3